

令和8年6月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		5
内 訳	新規制定	0
	改 正	5
	廃 止	0

1 長野市印鑑条例の一部を改正する条例

担 当 課	地域・市民生活部市民窓口課
理 由	個人番号カードの機能が付与された在留カード及び特別永住者証明書(以下「特定在留カード等」という。)の交付が開始されることに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 特定在留カード等(本人確認のための電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。)を添えて印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証の添付を省略することができるものとする。 (2) 特定在留カード等の交付を受けた印鑑登録者は、当該特定在留カード等を利用して、コンビニエンスストア等に設置された端末機により印鑑登録証明書の交付を申請することができるものとする。
施行期日	令和8年6月14日

2 長野市市税条例及び長野市都市計画税条例の一部を改正する条例

担 当 課	財政部市民税課、財政部資産税課				
理 由	地方税法(以下「法」という。)の一部改正等に伴い、改正するもの				
主な内容	(1) 長野市市税条例の一部改正 個人市民税関係 ア 所得税の基礎控除の引き上げ等に伴い、新たに公的年金等受給者が扶養親族等申告書を提出しなければならない場合を定める。 イ 住宅借入金等特別税額控除の適用に係る期限を次のように改める。 <table border="1" data-bbox="513 1771 1323 1966"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和20年度までの各年度分の個人の市民税(居住年が令和7年まで)</td><td>令和25年度までの各年度分の個人の市民税(居住年が令和12年まで)</td></tr></tbody></table>	改正前	改正後	令和20年度までの各年度分の個人の市民税(居住年が令和7年まで)	令和25年度までの各年度分の個人の市民税(居住年が令和12年まで)
改正前	改正後				
令和20年度までの各年度分の個人の市民税(居住年が令和7年まで)	令和25年度までの各年度分の個人の市民税(居住年が令和12年まで)				

	<p>ウ 一定の要件を満たす暗号資産に係る譲渡所得等について、他の所得と区分して、当該譲渡所得等に係る金額の100分の3に相当する金額を市民税の所得割として課するものとする特例を定める。</p> <p>固定資産税関係</p> <p>エ 地域再生法の規定による認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）に従って、新設又は増設をした本店等の用に供する家屋等に係る固定資産税の課税の免除又は軽減の特例措置を受けることができる事業者の範囲を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="518 656 1329 853"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者</td> <td>令和10年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 同一の者が所有する市の区域内の家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="518 947 1329 1144"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋</td> <td>20万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円</td> <td>180万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 長野市都市計画税条例の一部改正</p>	改正前	改正後	令和8年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	令和10年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	区分	金額		改正前	改正後	家屋	20万円	30万円	償却資産	150万円	180万円
改正前	改正後															
令和8年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	令和10年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者															
区分	金額															
	改正前	改正後														
家屋	20万円	30万円														
償却資産	150万円	180万円														
<p>施行期日</p>	<p>公布の日から施行する。ただし、(1) ア及びイについては令和9年1月1日から、(1) ウについては金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から、(1) オについては令和9年4月1日から施行する。</p>															

3 長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

<p>担当課</p>	<p>保健福祉部障害福祉課、こども未来部こども総合支援センター、こども未来部保育・幼稚園課</p>
<p>理由</p>	<p>指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等を条例で定めるに当たり従うべきこと等とされる厚生労働省令等で定める基準の一部が改正されたため、それぞれの条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの</p>
<p>主な内容</p>	<p>(1) 長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正 指定児童発達支援事業者等が講じるべき児童対象性暴力等を防止す</p>

	<p>るための必要な措置等について定める。</p> <p>(2) 長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正</p> <p>児童福祉法の一部改正により創設された満3歳以上限定小規模保育事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）に係る運営の基準について定める。</p> <p>(3) 長野市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正</p> <p>ア 認定こども園について、(1)と同様の改正を行う。</p> <p>イ 認定こども園に配置する保育士について、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士等をもって代えることができるものと定める。</p> <p>(4) 長野市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正</p> <p>幼保連携型認定こども園について、(1)及び(3)イと同様の改正を行う。</p> <p>(5) 長野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正</p> <p>ア 満3歳以上限定小規模保育事業に係る設備及び運営の基準について定める。</p> <p>イ 家庭的保育事業等について、(1)及び(3)イと同様の改正を行う。</p> <p>(6) 長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正</p> <p>特定児童福祉施設（助産施設を除く。）について、(1)と同様の改正を行う。</p> <p>(7) 長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正</p> <p>乳児等通園支援事業について、(1)と同様の改正を行う。</p> <p>(8) 長野市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。</p> <p>(9) 長野市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正</p>
<p>施行期日</p>	<p>公布の日から施行する。ただし、(1)及び(1)と同様の改正を行うものについては、令和8年12月25日から施行する。</p>

4 長野市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	こども未来部こども総合支援センター	
理由	母子生活支援施設を管理する者を指定管理者から市長に変更すること等に伴い、改正するもの	
主な内容	個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の一部を次のように改める。	
	改正前	改正後
	特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、市長が指定したもの	公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、市長が指定したもの
施行期日	令和9年1月1日	

5 長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

担当課	消防局警防課	
理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正するもの	
主な内容	非常勤消防団員、非常勤水防団員又は消防作業従事者等が公務等により死亡した場合に支給する葬祭補償の額を次のとおり改める。	
	改正前	改正後
	31万5,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額	33万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額
施行期日	公布の日	